

退職される
方へ

協会けんぽ富山支部からの大切なお知らせ

健康保険証は**退職日まで**しか使用できません!!

ご退職後は現在お持ちの健康保険証(被扶養者であるご家族様分も含め)を使用できません。**退職日の翌日から使用できなくなります**ので、退職後、すみやかに会社にお返してください。

ご注意
ください

退職後に在職時の保険証を使用して病院等を受診された場合は、協会けんぽが負担した医療費をご返還いただくこととなります。



退職後の健康保険加入について

退職後の健康保険の加入は、次の3パターンがあります。

詳細は加入される健康保険にご確認ください。

	① 任意継続に加入する	② 国民健康保険に加入する	③ 被扶養者になる
保険料	・退職時の健康保険料(本人負担分)の 約2倍 。ただし上限があります。(40歳から64歳までの方は介護保険料を含みます) ・ 住所地 の協会けんぽ都道府県支部の保険料率が適用されます。金額は 住所地を管轄する協会けんぽ支部 (※)へご確認ください。	・市区町村ごとに前年度の所得金額や世帯人数などによって決まります。詳しくは、お住まいの市区町村へお問い合わせください。 ※非自発的失業者について、保険料(税)の軽減措置が実施されています。	・保険制度全体から拋出されるため、被扶養者としての保険料を納める必要はありません。
加入条件	・在職中の健康保険の被保険者期間が継続して 2カ月以上 ある75歳未満の方。	・農業や自営業の方、無職の方、健康保険の資格を喪失された方、勤務先に社会保険制度がない方など。	・主として健康保険の被保険者の収入で生計を維持されている方で、一定の条件を満たしている75歳未満の方。
手続き	・退職後 20日以内 に 住所地を管轄する協会けんぽ支部 (※)へ郵送等により申請書を提出します。 ※裏面をご確認ください。	・お住まいの市区町村(国民健康保険担当課)へ手続きします。	・被保険者の勤務する会社を経由して年金事務所(または健康保険組合・共済組合)へ手続きします。



全国健康保険協会 富山支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp>

〒930-8561

富山市奥田新町8-1 ボルファートとやま6階

☎076-431-6155

協会けんぽ

検索

退職後、または扶養家族から抜けた後は、
必ず保険証を事業主様に速やかに
ご返却いただきますようお願い致します！



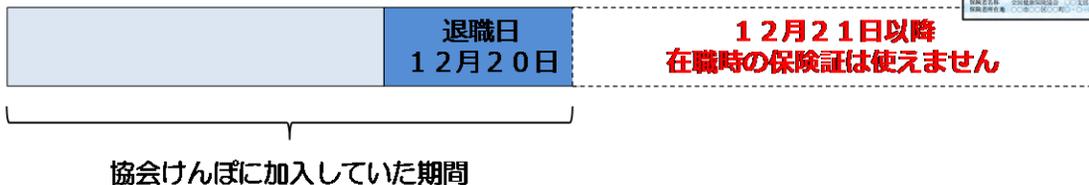
- ・保険証を使用できるのは「退職日まで」になります。
- ・加入者ご本人が退職された後や、ご家族が就職等で被扶養者でなくなった後に、誤って保険証を使用するケースが発生しています。
- ・なお、誤って保険証を使用されると、後日、協会けんぽが負担した医療費を返金していただく場合がありますので、ご注意ください。

被保険者（加入者ご本人）が退職等により資格を喪失するとき

- ◎ **保険証を使用できるのは「退職日まで」です。**
また、パートやアルバイトの方で、勤務時間や日数が減少し健康保険の資格を喪失する場合も、「資格喪失日」以後は保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は退職時に必ずお勤め先の事業主様へご返却ください。**

＜例：ご本人が12月20日で退職した場合＞

→ 資格喪失日は12月21日（退職日の翌日）



被扶養者（加入者ご家族）が就職等により被扶養者の資格を喪失するとき

- ◎ **保険証を使用できるのは「被扶養者でなくなった日の前日まで」です。**
被扶養者の方が「就職し、ご自身で健康保険の資格を取得した場合」や「一定の収入を超えた場合」は被扶養者でなくなります。「被扶養者でなくなった日（就職日など）」以降は、保険証を使用できません。
- ◎ **保険証は必ず被保険者様のお勤め先の事業主様へご返却ください。**

＜例：ご家族が1月1日で就職し、新しい健康保険に加入した場合＞

→ 資格喪失日は1月1日（就職日）

